

清須市中小企業・小規模企業振興基本条例案

清須市中小企業・小規模企業振興基本条例

清須市は、尾張平野のほぼ中央に立地し、豊かな水辺環境に恵まれるとともに、名古屋市に隣接し、鉄道網や道路網により広域交通の利便性に優れたまちである。古くは織田信長ゆかりの清洲城があり、その城下は当時、尾張地方の経済、文化の中心として栄えた。その後、清須越しによって一時は城下のにぎわいが失われたものの、近世には美濃路を中心に宿場町や青物市場として発展を遂げた。明治以降は、急速な鉄道網の発達による小規模な工場立地が始まり、大正・昭和期には、現在も事業を続ける大企業が創業し、関連する中小企業や小規模企業の立地、拡大につながり、製造業を中心とした経済基盤が確立した。現代の清須市において大部分を占める中小企業及び小規模企業は、製造業からサービス業、小売業に至る様々な分野において、市内経済を支えるとともに、労働の場の提供など、地域社会にとって重要な役割を果たし、清須市の発展に大きく貢献している。

近年、国境を越えたグローバル経済の進展とそれに伴う競争の激化、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など、経済を取り巻く環境は全国的に極めて厳しい状態に置かれている。清須市においても、産業構造において大きな割合を占める中小企業や小規模企業は、人材確保や資金繰りなどの経営環境の変化により活力の低下が懸念される。

このような状況の下、地域社会全体が中小企業及び小規模企業の果たす役割の重要性を認識し、中小企業及び小規模企業が持てる力を存分に発揮し持続的に成長することができる、魅力に満ちた活力のあるまちの実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興について、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 支援機関 中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）の支援を行う機関及び団体（商工会及び金融機関を除く。）をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者等以外の事業者をいう。
- (6) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他の金融業を行う者をいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- (8) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。
- (9) 市民 市内に居住する者、市内に通勤若しくは通学する者又は市内で市民活動等を行う個人若しくは団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業者等、商工会、支援機関、大企業者、金融機関、教育機関、大学等及び市民が中小企業者等の果たしている役割の重要性を理解し、相互に連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ効果的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者等の実情を把握し、中小企業者等の意見の反映に努めるとともに、国、愛知県、商工会、支援機関、大企業者、金融機関、教育機関、大学等及び市民と連携し、並びに協力して行うよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対して自らの創意工夫のもと、新たな事業の展開、販路の開拓等に取り組み、主体的に経営の改善及び向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めなければならない。
- 3 中小企業者等は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めなければならない。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念にのっとり、中小企業者等の経営の改善及び革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

- 2 商工会は、中小企業者等の的確な実態把握に努め、商工会自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携に努めるものとする。
- 3 商工会は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第7条 支援機関は、基本理念にのっとり、中小企業者等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の改善及び向上の取組を促進するため、必要な支援を

行うよう努めるものとする。

- 2 支援機関は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員としての社会的役割を果たすとともに、中小企業者等が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者等との連携に努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業者等が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の改善及び向上の取組を促進するため、円滑な資金融資、経営相談等の支援を行うよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、基本理念にのっとり、次世代を担う児童及び生徒に対し教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発並びに中小企業等が果たす役割等に対する理解の促進に努めるものとする。

(大学等の役割)

第11条 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における自主的な取組を通じて、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第12条 市民は、中小企業等の振興が地域社会の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業等の発展に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第13条 市は、小規模企業者に対して中小企業等の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(施策の基本方針)

第14条 市は、次に掲げる基本方針を踏まえ、中小企業等の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。
- (2) 中小企業者等の人材の確保及び育成を支援すること。
- (3) 中小企業者等の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の経営の安定及び経営の革新を図ること。
- (5) 中小企業者等、大学等及び市との連携の促進を図ること。
- (6) 中小企業者等の創業の促進を図ること。
- (7) 中小企業者等の事業承継の円滑化を図ること。
- (8) その他中小企業等の振興を図ること。

(意見の聴取)

第15条 市は、中小企業等の振興に関する施策の実効性を高めるため、中小企業者等その他の関係者の意見を聴取するための場を設けるとともに、当該意見を十分に勘案して今後の施策を推進していくものとする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。